

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第14条の規定により、「京都市立呉竹総合支援学校施設整備事業に係る配慮書」が提出されましたので、条例第15条第1項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、配慮書を縦覧に供します。

令和元年7月29日

京都市長 門川 大作

1 事業者の名称及び代表者名等

(1) 事業者の名称

京都市教育委員会

(2) 代表者名

教育長 在田 正秀

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3

2 対象事業の計画の名称、種類及び規模

(1) 名称

京都市立呉竹総合支援学校施設整備事業

(2) 種類

建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業

(3) 規模

延べ面積 約11,000㎡

3 事業実施想定区域

京都市伏見区桃山福島太夫北町52番地

4 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階

(2) 縦覧の期間

令和元年7月29日から同年8月28日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧の時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

5 配慮書を掲載するホームページのアドレス

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから、配慮書を閲覧することができます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000255207.html>

(環境政策局環境企画部環境管理課)